

用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

赤字下線部：今回改定箇所

（令和3年10月1日適用）

改正後	改正前
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>（主任技術者）</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>3 受注者が主任技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>4 主任技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格及び氏名の記載及び押印を行うものとする。</p> <p>5 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>第4章 境界確認</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>（境界立会い）</p> <p>第51条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。</p> <p>二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>（主任技術者）</p> <p>第5条 受注者は、用地調査等業務における主任技術者を定め、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を含む。）以内に発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 主任技術者は、業務の履行に当たり、この用地調査等業務の主たる業務に関し、7年以上の実務経験を有する者、若しくはこの用地調査等業務の主たる業務に関する補償業務管理士（一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）の資格を有する者、又は発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可。）でなければならない。</p> <p>3 受注者が主任技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項であるが、契約書第10条第3項に基づく通知がない場合は、発注者及び監督職員は、主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>4 主任技術者は、第3章から第16章に定める業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証（受注者が請負に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかについて点検及び修正することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、第24条に定める成果物のうち、地図の転写図及び土地の実測平面図については各葉ごとに、その他については表紙の裏面に主任技術者の資格・氏名の記載及び押印を行うものとする。</p> <p>5 主任技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>6 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>第4章 境界確認</p> <p>第1節 境界確認</p> <p>（境界立会い）</p> <p>第51条 受注者は、前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。</p> <p>一 境界標識が設置されている境界点については、関連する権利者全員の同意を得るものとする。</p> <p>二 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。</p> <p>四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。</p> <p>2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第 10 号の 1）に確認のための署名を求めるものとする。</p> <p>3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>一 関連する権利者全員の同意が得られないもの</p> <p>二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき</p>	<p>三 前号の作業によって表示した境界点が関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径 15 mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。</p> <p>四 前各号で確認した境界点について、原則として、赤色のペイントを着色するものとする。ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。</p> <p>2 受注者は、前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書（様式第 10 号の 1）に確認のための署名押印を求めるものとする。</p> <p>3 受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。</p> <p>一 関連する権利者全員の同意が得られないもの</p> <p>二 関連する権利者の一部が立会いを拒否したもの</p> <p>三 必要な境界点を確定するために測量区域以外の境界立会い又は測量を権利者から要求されたとき</p>
<p>第 4 節 用地実測図等の作成</p>	<p>第 4 節 用地実測図等の作成</p>
<p>（用地実測図等の作成）</p>	<p>（用地実測図等の作成）</p>
<p>第 59 条 受注者は、用地実測図等の作成にあたっては、縮尺 250 分の 1（土地が市街地以外の地域にあるとき等にあつては、監督職員の指示により縮尺 500 分の 1 とすることができる。）により作成するものとし、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図及び用地平面図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>なお、用地平面図には、計測距離は表示しないものとする。</p> <p>(1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線</p> <p>(2) 面積計算表</p> <p>(3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等の氏名</p> <p>(4) 境界辺長</p> <p>(5) 隣接地の地番及び境界の方向線</p> <p>(6) 借地境界</p> <p>(7) 用地取得線</p> <p>(8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の氏名</p> <p>(9) 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線</p> <p>(10) 中心杭及び幅杭点の位置</p> <p>(11) 現況地目</p> <p>(12) 道路名、水路名</p> <p>(13) 建物及び工作物</p> <p>(14) 画地及び残地の面積</p> <p>(15) その他</p>	<p>第 59 条 受注者は、用地実測図等の作成にあたっては、縮尺 250 分の 1（土地が市街地以外の地域にあるとき等にあつては、監督職員の指示により縮尺 500 分の 1 とすることができる。）により作成するものとし、次の各号の方法により行うものとする。</p> <p>一 用地実測図原図及び用地平面図は、境界・現況測量より得られた成果に基づき、次の事項から監督職員が指示する事項を記入する。</p> <p>なお、用地平面図には、計測距離は表示しないものとする。</p> <p>(1) 基準点及び官民、所有権、借地、地上権等の境界点の座標値、点名、標杭の種類及び境界線</p> <p>(2) 面積計算表</p> <p>(3) 各筆の地番、不動産番号、地目、土地所有者氏名及び借地人等の氏名</p> <p>(4) 境界辺長</p> <p>(5) 隣接地の地番及び境界の方向線</p> <p>(6) 借地境界</p> <p>(7) 用地取得線</p> <p>(8) 図面の名称、配置、方位、座標線、地図情報レベル、座標系、測量年月日、計画機関名称、作業機関名称及び土地の測量に従事した者の記名押印</p> <p>(9) 市町村の名称、大字、字の名称又は町、丁の名称及び境界線</p> <p>(10) 中心杭及び幅杭点の位置</p> <p>(11) 現況地目</p> <p>(12) 道路名、水路名</p> <p>(13) 建物及び工作物</p> <p>(14) 画地及び残地の面積</p> <p>(15) その他</p>

改正後	改正前
<p>第6章 建物等の調査 第1節 調査</p> <p>(生産設備)</p> <p>第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>現況測量等</u>を行う。 二 種類（使用目的） 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影 <p>(附帯工作物)</p> <p>第75条 附帯工作物の調査は、別記10 附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p>第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>現況測量等</u>により行うものとする。<u>(削除)</u> 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影 	<p>第6章 建物等の調査 第1節 調査</p> <p>(生産設備)</p> <p>第74条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、<u>平板測量等</u>を行う。 二 種類（使用目的） 三 規模（形状、寸法）、材質及び数量 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影 <p>(附帯工作物)</p> <p>第75条 附帯工作物の調査は、別記10 附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p>第76条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、<u>平板測量</u>により行うものとする。<u>ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</u> 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

改正後	改正前
<p>第7章 営業その他の調査 第1節 調査</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第103条 <u>営業に関する調査は、別記16 営業補償調査算定要領（令和3年3月19日付け国不用第66号不動産・建設産業局土地政策課長通知（以下「営業要領」という。）により行うものとする。</u></p>	<p>第7章 営業その他の調査 第1節 調査</p> <p>(営業に関する調査)</p> <p>第103条 <u>法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要な次の各号に掲げる事項について行うものとする。</u></p> <p>一 <u>営業主体に関するもの</u></p> <p>(1) <u>法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日</u></p> <p>(2) <u>移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日</u></p> <p>(3) <u>資本金の額</u></p> <p>(4) <u>法人の組織（支店等及び子会社）</u></p> <p>(5) <u>移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金</u></p> <p>(6) <u>移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係</u></p> <p>二 <u>業務内容に関するもの</u></p> <p>(1) <u>業種</u></p> <p>(2) <u>移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目</u></p> <p>(3) <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先（得意先）</u></p> <p>(4) <u>品目等別の売上構成</u></p> <p>(5) <u>必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。</u></p> <p>三 <u>収益及び経費に関するもの</u></p> <p><u>営業調査表（様式第18号の1から第18号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。</u></p> <p>(1) <u>直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。</u></p> <p>(2) <u>直近3か年の事業年度の損益計算書写及び貸借対照表写</u></p> <p>(3) <u>直近1年の事業年度の総勘定元帳写及び固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</u></p> <p>(4) <u>直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。</u></p> <p>イ <u>正規の簿記の場合</u></p> <p><u>売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳及び預金出納帳</u></p> <p>ロ <u>簡易簿記の場合</u></p> <p><u>現金出納帳、売掛帳、買掛帳及び経費帳</u></p> <p>四 <u>その他補償額の算定に必要なもの</u></p> <p>2 <u>個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。</u></p> <p>3 <u>仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。</u></p> <p>一 <u>仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></p> <p>二 <u>仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準</u></p> <p>三 <u>仮設組立建物等の資材のリースに関する資料</u></p>

改正後	改正前
<p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第106条 営業に関する調査書は、<u>103条の調査結果を基に別記16 営業要領により作成するものとする。</u></p> <p>2 居住者等の調査に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者等調査表(様式第19号の1、第19号の2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第107条 営業に関する補償額の算定は、<u>前条第1項で作成した資料を基に別記16 営業要領により行うものとする。</u> <u>この場合において、</u>建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p>	<p>第2節 調査書の作成</p> <p>(調査書の作成)</p> <p>第106条 営業に関する調査書は、<u>104条の調査結果を基に営業調査表(様式第18号の1から18号の4)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</u></p> <p>2 居住者等の調査に関する調査書は、第105条の調査結果を基に居住者等調査表(様式第19号の1、第19号の2)に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。</p> <p>第3節 算定</p> <p>(補償額の算定)</p> <p>第107条 営業に関する補償額の算定は、<u>監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、</u>建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第15章 写真台帳の作成</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第164条 受注者は、第7章、第8章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。</p> <p>二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。</p> <p>三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。</p> <p>四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。</p> <p>五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p> <p>六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査要領により行うものとする。</p> <p>2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名を記載するものとする。</p>	<p>第15章 写真台帳の作成</p> <p>(写真台帳の作成)</p> <p>第164条 受注者は、第7章、第8章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。</p> <p>二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。</p> <p>三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。</p> <p>四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。</p> <p>五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。</p> <p>六 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査要領により行うものとする。</p> <p>2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。</p> <p>3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。</p>

改正後	改正前
<p>【様式一覧】</p> <p>様式第1号 貸与品等引渡通知書</p> <p>様式第2号 貸与品等受領書</p> <p>様式第3号 貸与品等清算書</p> <p>様式第4号 貸与品等返納所</p> <p>様式第5号 障害物伐採報告書</p> <p>様式第6号の1 土地の登記記録調査票（一覧）</p> <p>様式第6号の2 土地の登記記録調査票</p> <p>様式第7号の1 建物の登記記録調査票（一覧）</p> <p>様式第7号の2 建物の登記記録調査票</p> <p>様式第8号の1 権利者調査票（土地）</p> <p>様式第8号の2 権利者調査票（建物）</p> <p>様式第10号の1 土地境界立会確認書</p> <p>様式第10号の2 土地境界立会確認書</p> <p>様式第11号 土地調書</p> <p>様式第12号 物件調書</p> <p>様式第13号 不動産調査報告書</p> <p>様式第14号 工作物補償額算定書</p> <p>様式第17号の1 計画概要票（検討資料）</p> <p>様式第17号の2 計画概要票</p> <p>様式第17号の3 面積比較表</p> <p>様式第17号の4 計画概要比較表</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>様式第19号の1 居住者調査票</p> <p>様式第19号の2 居住者調査票</p> <p>様式第21号 消費税等調査票</p> <p>様式第22号の1 企業概要書</p> <p>様式第22号の2 移転工法（計画）案検討概要書</p> <p>様式第22号の3 移転工法（計画）各案の比較表</p> <p>様式第23号 補償説明記録簿</p> <p>様式第30号 移転工法別経済比較表</p> <p>様式第35号 担当技術者通知書</p> <p>様式第36号 用地調査等業務の施行に関する指示票</p> <p>様式第37号 用地調査等業務の施行に関する承諾書</p> <p>様式第38号 用地調査等業務の施行に関する協議書</p> <p>様式第39号 打合せ記録簿</p>	<p>【様式一覧】</p> <p>様式第1号 貸与品等引渡通知書</p> <p>様式第2号 貸与品等受領書</p> <p>様式第3号 貸与品等清算書</p> <p>様式第4号 貸与品等返納所</p> <p>様式第5号 障害物伐採報告書</p> <p>様式第6号の1 土地の登記記録調査票（一覧）</p> <p>様式第6号の2 土地の登記記録調査票</p> <p>様式第7号の1 建物の登記記録調査票（一覧）</p> <p>様式第7号の2 建物の登記記録調査票</p> <p>様式第8号の1 権利者調査票（土地）</p> <p>様式第8号の2 権利者調査票（建物）</p> <p>様式第10号の1 土地境界立会確認書</p> <p>様式第10号の2 土地境界立会確認書</p> <p>様式第11号 土地調書</p> <p>様式第12号 物件調書</p> <p>様式第13号 不動産調査報告書</p> <p>様式第14号 工作物補償額算定書</p> <p>様式第17号の1 計画概要票（検討資料）</p> <p>様式第17号の2 計画概要票</p> <p>様式第17号の3 面積比較表</p> <p>様式第17号の4 計画概要比較表</p> <p><u>様式第18号の1 営業調査総括表（1）</u></p> <p><u>様式第18号の2 営業調査総括表（2）</u></p> <p><u>様式第18号の3 従業員調査票</u></p> <p><u>様式第18号の4 仕入先調査票</u></p> <p>様式第19号の1 居住者調査票</p> <p>様式第19号の2 居住者調査票</p> <p>様式第21号 消費税等調査票</p> <p>様式第22号の1 企業概要書</p> <p>様式第22号の2 移転工法（計画）案検討概要書</p> <p>様式第22号の3 移転工法（計画）各案の比較表</p> <p>様式第23号 補償説明記録簿</p> <p>様式第30号 移転工法別経済比較表</p> <p>様式第35号 担当技術者通知書</p> <p>様式第36号 用地調査等業務の施行に関する指示票</p> <p>様式第37号 用地調査等業務の施行に関する承諾書</p> <p>様式第38号 用地調査等業務の施行に関する協議書</p> <p>様式第39号 打合せ記録簿</p>

改正後

様式第5号

年 月 日

(監督職員氏名) 様

受注者住所
氏名

障害物伐除報告書

年 月 日契約のため、障害物を伐除したの
で用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正前

様式第5号

年 月 日

(監督職員氏名) 様

受注者住所
氏名



障害物伐除報告書

年 月 日契約のため、障害物を伐除したの
で用地調査等業務共通仕様書第19条第2項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正後

改正前

様式第10号の1

年 月 日

事務所長 殿

土地所有者
住所
氏名
関係人
住所
氏名
住所
氏名
"
"

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市 町
郡 村

対象地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

様式第10号の1

年 月 日

事務所長 殿

土地所有者
住所
氏名
関係人
住所
氏名
住所
氏名
"
"

印

印

印

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の測量のため下記記載の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

市 町
郡 村

対象地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関係人	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

改正後

改正前

様式第10号の2

年 月 日

事務所長 殿

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 区 町
県 郡 区 村

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

様式第10号の2

年 月 日

事務所長 殿

住所

氏名



住所

氏名



住所

氏名



住所

氏名



土地境界立会確認書

長野県（国土交通省）起業 工事用地の境界杭の設置にあたり、下記記載の土地の境界について、現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記

都 市 区 町
県 郡 区 村

国土交通省用地			隣 接 地				摘 要
大字	字	地番	大字	字	地番	土地所有者及びその他の権利者	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判縦とする。

(削除)

様式第18号の1

営業調査総括表(1)										
調査番号		調査期間			調査担当者名					
名称		法人 個人 青・白	代表者名		住所		〒()			
営業種目		開業年月日			資本金					
所 属 (組合・団体)名		従業員数			売場面積等					
移転 対象地	営業所名		所在地							
	営業種目		製品の 許認可等			従業員数				
本店の関連度 (組織図)										
所得 申告 額	業種	年 別			主な販売 製造品目 又は 製造品目	主な販売 仕入れ先	主な販売 先	売上構成		
	業種	年 別	年 別	年 別		品 目	構成比(%)			
	業種	年 別	年 別	年 別						
	業種	年 別	年 別	年 別						
所得 額の 計 算	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	摘 要	
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
	項目	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別	年 別		
売上 高の 概 略 調 査	商品の回転率によるもの (年間在庫高が平均している場合)				平均在庫高(円) 年平均回転率(%)					
	従業員数によるもの (従業員の数により売上高が左右される場合)				1人1か月(又は1日) 平均売上高(円)					
	売場面積によるもの (売場面積により売上高が左右される場合)				1か月平均(㎡) 当たり売上高(円)					
	客数によるもの (1人の料金又は購買額がほぼ同一の場合)				1か月(又は1日) 平均客数(人) 料金等(円)					

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判縦とする。

(削除)

様式第18号の2

営業調査総括表(2)									
販売方法等	販売方法	店舗	%	代金決済方法	現金	%	販売先	県内	%
		外交			売掛			地方	
		通信			月賦			輸出	
		その他			その他			その他	
得意先の状況		売上に占める地元固定客の割合(%)			営業の季節的変動		売上の多い時期(月~月) 売上の少ない時期(月~月)		
営業費明細					営業用固定経費明細				
一般管理費・販売費等		科目	金額	摘要	科目	金額	摘要		
		給料・手当	円		公租公課	円			
		荷造・運賃			基本料金				
		消耗品費			減価償却費				
		水道光熱費			維持管理費				
		宣伝広告費			法定福利費				
		通信・交通費			宣伝広告費				
		接待交際費			諸組合費				
		福利厚生費							
		修繕費							
		公租公課							
		その他			その他				
		計			計				
固定資産					流動資産				
営業用資産		現在価格の総額	売却・取壊し処分・スクラップ価格の総額		現在価格の総額	売却価格の総額			
		円	円		円	円			
主な取引金融総額									
労働協約等の内容		労働協約 あり・なし							
		就業規則 あり・なし							
		雇用契約 あり・なし							
		その他							
立地条件等		立地条件							
		地域的特性							
		その他							
その他									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4判紙とする。

改正後

改正前

様式第35号

様式第35号

年 月 日

年 月 日

殿

殿

受注者住所
氏名

受注者住所
氏名



担当技術者通知書

担当技術者通知書

業務の名称

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、
別紙担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備考

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備考

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等
〔以下列記〕 年 月 日 取得

1 職歴
〔以下列記〕 年 月 日

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人

(注) 職歴については、担当した職務経歴を記入する。

別紙

担当技術者経歴書

1 氏名及び生年月日

1 現住所

1 最終学歴 年 月 日 卒業

1 法令による免許等
〔以下列記〕 年 月 日 取得

1 職歴
〔以下列記〕 年 月 日

1 賞罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

本人



(注) 職歴については、担当した職務経歴を記入する。

様式第36号

用地調査等業務の施行に関する指示票							
年 月 日							
業務の名称							
指示事項	添付図面 業						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">総括監督員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督員</td> <td></td> </tr> </table>	総括監督員		主任監督員		監督員	
	総括監督員						
	主任監督員						
監督員							
上記事項について指示します。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">上記指示について承諾しました</td> <td>主任担当者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> <td>担当技術者</td> </tr> </table>	上記指示について承諾しました	主任担当者	年 月 日	担当技術者			
上記指示について承諾しました	主任担当者						
年 月 日	担当技術者						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

様式第36号

用地調査等業務の施行に関する指示票							
年 月 日							
業務の名称							
指示事項	添付図面 業						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">総括監督員</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>主任監督員</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td>監督員</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> </table>	総括監督員	印	主任監督員	印	監督員	印
	総括監督員	印					
	主任監督員	印					
監督員	印						
上記事項について指示します。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">上記指示について承諾しました</td> <td>主任担当者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> <td>担当技術者</td> </tr> </table>	上記指示について承諾しました	主任担当者	年 月 日	担当技術者			
上記指示について承諾しました	主任担当者						
年 月 日	担当技術者						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

様式第37号

用地調査等業務の施行に関する承諾書 年 月 日	
業務の名称	
承 諾 事 項	添付図面 業
	主任担当者
	担当技術者
上記事項について承諾願います	
上記事項を承諾します。	年 月 日 総括監督員 主任監督員 監督員

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

様式第37号

用地調査等業務の施行に関する承諾書 年 月 日	
業務の名称	
承 諾 事 項	添付図面 業
	主任担当者 印
	担当技術者 印
上記事項について承諾願います	
上記事項を承諾します。	年 月 日 総括監督員 印 主任監督員 印 監督員 印

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

改正後

様式第38号

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日			
業務の名称			
協 議 事 項			
摘 要			
上記事項について協議します。 年 月 日	総括監督員		主任担当者
	主任監督員		担当技術者
	監督員		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

改正前

様式第38号

用地調査等業務の施行に関する協議書 年 月 日			
業務の名称			
協 議 事 項			
摘 要			
上記事項について協議します。 年 月 日	総括監督員	印	主任担当者
	主任監督員	印	担当技術者
	監督員	印	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とする。

改正後

改正前

様式第39号

様式第39号

打合せ記録簿

打合せ記録簿

業務の名称					
打合せ場所					
打合せ年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	

業務の名称					
打合せ場所					
打合せ年月日		年	月	日	時間 自 至
出席者	発注者				
	受注者				
打合せ内容及び質疑					
特記事項					
総括監督員	主任監督員	監督員	主任担当者	担当技術者	
印	印	印	印	印	